

「卸売業、小売業で設定する生産物分類について」（改訂版）

卸売業、小売業で設定する生産物分類については、「生産物分類策定の基本的な考え方」（平成 29 年 10 月 25 日）及び第 21 回研究会における資料 2-3「財分野の検討の進め方について（方向性）」の内容を踏まえ、以下の内容に基づいて作成・検討を行うこととする。

1. 分類原案の作成方法

- (1) 分類原案の作成においては、「サービス分野における生産物分類」（平成 31 年 4 月 25 日 総務省政策統括官（統計基準担当）決定）及び第 21 回研究会以降、検討が行われている財分野の生産物分類との整合性を確保する。
- (2) (1)を前提として、「統合分類」及び「詳細分類」の設定、「内容例示」の記載内容については、次のとおり検討を行うこととする。
 - ① 「統合分類」の設定については、「経済センサス-活動調査」の卸売業・小売業における「商品分類一覧」の項目に基づいて検討を行う。
 - ② 「詳細分類」の設定及び「品目例示」の内容については、「経済センサス-活動調査」の卸売業、小売業における商品分類の内容例示に基づいて検討を行う。加えて、「平成 26 年商業統計調査」の商品分類及び既存統計調査の商品分類・品目分類の内容についても参考とする。
 - ③ 国際比較可能性の観点から NAPCS、CPA 等の国際分類、調査客体における回答可能性の観点から業界団体による自主統計の商品分類の内容についても考慮する。
 - ④ 副業については、総務省事務局で実施の委託研究事業「令和元年度 生産物分類の構築に関する調査研究結果」の結果に基づき設定する。

2. 分類原案作成において参考とする統計調査

- ① 商業統計調査（平成 26 年調査）
- ② 既存の統計調査
（企業物価指数、家計調査、商業動態統計調査、産業連関構造調査（商業マージン調査）等）
- ③ 業界自主統計における商品分類・品目分類

3. 分類原案作成に先立ち検討すべき論点

SUT 体系との整合的な生産物分類の提供の観点及び生産物分類の基本的視点である「用途の類似性」、「需要先の相違」、「代替性」の視点から、卸売業、小売業における分類原案の作成に先立って検討が必要な論点については以下のとおりである。

- (1) 財分野の生産物分類との整合性について。
- (2) 販売形態、店舗形態などのいわゆる“業態”に係る取扱いの必要性について。
- (3) 「再生資源」（卸売）、「中古品」（小売）の区分の必要性について。
- (4) 「製造小売」の取扱いについて。

4. 上記3. の論点に対する対応方針案について

(1) 財分野の生産物分類との整合性について

<第29回研究会におけるご意見等>

- 卸売業、小売業で設定する生産物分類については、財分野の生産物分類と整合的に作成することを基本的な方針とする。

(対応状況及び対処方針案)

- 上記の基本的な方針に基づき、既に策定済みの財分野の生産物分類(ソフトウェア及びコンテンツ分野、書籍、新聞については、サービス分野の生産物分類)との対応関係を整理・確認することにより、卸売業、小売業の生産物分類案を作成(資料1-2参照)。
- なお、一般的に汎用性が低く用途が限定されるもので、専ら依頼者からの受注取引によるため、通常の商流経路を経由しないもの(例:鉄道車両、航空機等)については、設定しないこととした。

(2) 販売形態、店舗形態などのいわゆる“業態”に係る取扱いの必要性について

<第29回研究会におけるご意見等>

- 業態については、事業所のアクティビティの問題であるので、産業分類で整理をしていただくという方針とする。
- インターネット販売については、デジタルエコノミーのような話の中でも区分をしていくことが重要だと言われており、分けることができれば理想的である。ただ、回答ができるかということはあるので、記入者負担あるいは回答可能性については確認をお願いしたい。

(対応状況及び対処方針案)

- 販売形態、店舗形態などのいわゆる“業態”については、生産物分類の基本的観点である①生産物の需要先及び②生産物の代替性に直接影響する要素ではなく、NAPCS、CPA等の国際分類においても設定されていないことから、ご意見どおり卸売業、小売業の生産物分類案では設定しないこととした。
- インターネット販売については、次の観点から卸売業、小売業の生産物分類案では設定を見合わせることにした。
 - ①インターネット販売の定義、範囲等が必ずしも統一的かつ明確的ではないこと。

<参考> インターネット取引に関する定義

OECD	広義	コンピュータを介したネットワーク上で行われるもの、物・サービスの注文はこれらのネットワーク上で行われるが、支払いおよび配送はオンラインで行われてもオフラインで行われても構わない。 (従来型EDI(電子データ交換)によるものが含まれる。)
	狭義	インターネット上で行われるもの、物・サービスの注文はこれらのネットワーク上で行われるが、支払いおよび配送はオンラインで行われてもオフラインで行われても構わない。 (従来型EDI(電子データ交換)によるものは含まず、Web等のインターネット技術を利用したものだけに限る。)
CPC		623 通信販売又はインターネット小売サービス この小分類に含まれるもの: - 新品の注文を郵便、電話、Eメールなどで受け、品物を顧客の家まで配送する店舗の通信、カタログ又はインターネット販売サービス

(出所)「電子商取引に関する市場調査」(経済産業省)、「中央生産物分類(CPC)(仮訳)」(総務省政策統括官(統計基準担当))に基づき作成

②インターネット販売を含む商取引におけるビジネスモデルの同質化・混在化が進んでおり、また、インターネット販売が扱う商品も多様化してきていること。

(例：ネット取引から実店舗へと誘導する“O2O” (Online to Offline)、すべての販売チャネルの連携により顧客需要に対応する“オムニチャネル”、ネットスーパーにおける生鮮食料品の販売、ネットによる注文住宅販売など)

③回答可能性や記入者負担を考慮すると生産物分類のレベルでの設定は慎重に検討する必要があること。

インターネット取引を始めとする通信販売の業界団体としては、特定商取引に関する法律（特商法）第 30 条の規定に基づき設立された公益財団法人日本通信販売協会があり、同会が実施した「第 38 回通信販売企業実態調査報告書」（令和 2 年 10 月公表）における有効回答率を見ると 35.0%（前回 38.7%）となっている。

また、会員企業を対象とした商品毎の売上高調査を自主公表しているが、同法人の設立趣旨及び商品分類の粒度を踏まえて、生産物分類策定におけるインターネット販売の区分設定における検討材料とすることは妥当ではないと判断した。

(3) 「再生資源」（卸売）、「中古品」（小売）の区分の必要性について

<第 29 回研究会におけるご意見等>

○再生資源としてのリサイクルと転売のケースについては、仮にそれが商業であったとすれば、そういうものが今まで商業統計、あるいは経済センサスの商業部門にどのように入っていたのかという点については確認をしていただきたい。

○乗用車の新車と中古ではマージン率に違いがあり、中古品でも本当に必要なものについては分類を分ける必要があるというように感じる。新品と中古品とで全く同じ商業活動が行われているのであれば、それらすべてについて生産物分類を設定する必要はないということを基本としながらも、新品と中古品とで少し違うことをしていたり、サービスの品質が違うというものについては、分類を分けることを検討することとする。

(対応状況及び対応方針案)

○ 商業統計調査及び経済センサス - 活動調査における再生資源及び中古品の扱いについては、他の商品と同様に日本標準産業分類に基づき調査対象事業所の業種格付けの判断材料として従来から用いられてきている。

6. 事業所の産業の決定方法

事業所を産業分類別に集計するための産業の決定（格付け）方法は、次のとおりである。

(1) 一般的な方法

① 取扱商品が単品の場合

活動調査の卸売業及び小売業で用いる商品分類番号（以下「商品分類番号」という。）の4桁で産業細分類を決定する。

② 取扱商品が複数の場合

ア 卸売の商品販売額（仲立手数料を除く。）と小売の商品販売額を比較し、いずれの販売額が多いかによって卸売業か小売業かを決定する。

イ 商品分類番号上位2桁の販売額で分類集計し、その最も大きい上位2桁によって、産業中分類（2桁分類）を決定し、その決定された2桁の番号のうち、前記と同様な方法で上位3桁、上位4桁の順に分類し、産業細分類（4桁分類）を格付けする。

(出所)「平成 28 年経済センサス - 活動調査（産業別集計） 卸売業、小売業」・利用上の注意

- 上記の経済センサス - 活動調査における取扱いに加えて、①NAPCS、CPA の国際分類においても区分設定されていること、②再生資源については、生産財としての性質を有するとともに、廃棄物及びスクラップから再生処理を経た二次原料としての性質も有していること、③中古品については、原則として、再販売に際して幾分の簡便な修繕等が行われるのみで商品本来の性質・用途には変化はないが、正確な付加価値把握のためには新品との区分が必要である等の要素を踏まえて卸売業、小売業の生産物分類としての設定を行う。

(4)「製造小売」の取扱いについて

<第 29 回研究会におけるご意見等>

- 製造小売については、生産物分類で特段、区分はしないという方向性とする。

(対応状況及び対処方針案)

- 製造小売の扱いについては、第 29 回研究会において、①国際分類では製造業に分類されと考えられること、②他の国内制度においても製造小売を製造業に含むケースがあることについてご確認いただいたことからご意見のとおり区分しないこととした。

5. その他の留意事項

卸売業、小売業の生産物分類における「統合分類」及び「詳細分類」の区分設定及び粒度については、財分野の生産物分類との整合的を図ることを重視しつつ、①多種多様な商品を取扱う卸売業・小売業の特性（記入者負担及び報告可能性）、②平成 26 年商業統計調査及びこれまでの経済センサス - 活動調査における集計結果との継続性、③生産物分類と日本標準産業分類との対応関係についても留意する。